

危険度の高い組体操技の 実施について

2019年12月 町田市議会 一般質問 矢口まゆ

組体操による事故

日本スポーツ振興センターによると、組み体操の事故(小中高)は11～15年度で**毎年8千件超**あり、**16年度は5千件超**。

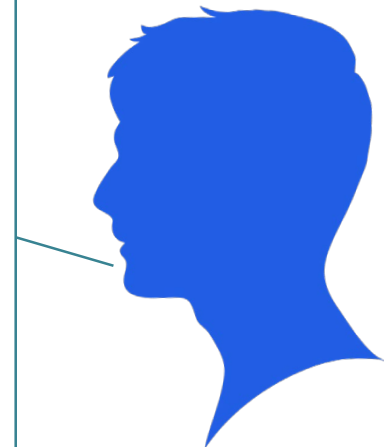
69～16年度で**9人が死亡**、**102人が後遺障害**を負った。スポーツ庁は16年3月、組み体操の安全対策を求める通知を出している。

前回答弁

組体操の全体の流れだとか、内在する危険性ですとか、どういうふうに指導をするとか、組体操の各演技種目の指導計画のところを出しているところは説明すべきだというように考えています。

指導計画書には、配慮を要する児童生徒の内容ですとかが入っていますので、このままを全てお見せするというわけではなくて、組体操の指導計画については、さらに学校の中で、私が答弁させていただいたように、細かに、綿密に計画を立ててきているということもありますので、学校独自の中で、更に説明する資料等もあろうかと思えます。

そこにつきましては、校長の判断の中で行っていくと考えております。



指導計画のところを出しているところは説明すべきだというように考えているのであれば、指導計画を使用して保護者へ説明するよう徹底したら良いのでは？

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえて、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生しております。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会等の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）スポーツ庁委託事業「スポーツ事故防止対策推進事業（平成28年度）」も参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施すべき」であること、「**積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える**」こと、「**3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき**」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いいたします。

また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症事故の防止についても、より一層留意した取組が必要になっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症を予防しよう一知って防ごう熱中症-」（平成31年3月）、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月）https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.asp等を参考にしながら、適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

普段から組体操のトレーニングを積んだ集団であれば話は別だが、運動会・体育祭で行う組体操のように、直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべきである。安全を重視した組立体操は補助者の手の届く高さで実施するべきであり（図2、3）、特に小学校において3段以上のタワーを実施することは避けた方がよい。では高さを求めず横に広げる方法にシフトチェンジしてみてはどうだろうか。図4、5のように意外と迫力のある組立技となり、また人数が多くなればなるほど全体でタイミングを合わせる事が難しく、完成させることが難しくなる。高さを追求しなくても、十分に達成感を感じることができるはずである。



図4 横に広げる組立技の例①



図5 横に広

3段以上のタワーの小学生の実施は避けるべきとしている。

(2) 運動会・体育祭で実施する組体操は高さを求めない

怪我の発生率が多い3段以上のタワーや立体的な高層ピラミッドでは、周りに補助者の人数を増やしても、確実に補助をすることは難しい。小学生の場合でも3段タワーを組み立てると、最上部の者の頭の高さは3mほどに達する。この高さから約40kgの重さの子供が落ちてきた場合、これを確実に受け止めることは出来ない。また、立体的なピラミッドが崩れた場合も同様で、多くの先生たちが周りで補助をしていたとしても、ピラミッドの中心で土台になっている児童生徒には手が届かない。崩れることを前提に上に乗る子供にヘッドギアを付けさせたり、土台になる子供にプロテクターを付けさせたりしても、高い所からの転落や何人もが重なり崩れ下敷きになる危険な事故に関しては怪我を防ぐことは出来ないと考えた方がよい。



図1



図2 手が届く補助の例①



図3 手が届く補助の例②

(1)-2 6人-3人-1人で組み立てる3段タワーの指導法（中学生以上）

注意：

- 注意点は2段タワーと同様だが、補助が出来ない分、段階的に何度も練習して慣らす。
- バランスが悪い、安定した2段目までを作れない場合は、3段タワーの実施をあきらめる。
- 上段の乗り手は、組立時と降りる時にしっかりと土台をつかみしゃがむ。
- 下段土台と中段土台は、上下左右の者としっかりと連結する。
- 中段土台や乗り手を降ろす時に転落する事故が多く発生するので最後まで集中力を持たせる。
- メンバー選定については、各段の身長を合わせる。



図13



図14

町田市の現状(2019年春の運動会分のみ)

人間起こしを実施→7校

三段タワーを実施→3校

四段タワーを実施→1校

9月議会での提案

① 指導計画のHP公開

指導計画は、各学校のHPで公開すべきではないか。

保護者が、危険度が高いとされる技の危険性や安全対策について、他校の取り組みと比較できるようにすべきではないか。

公開する事で、組体操に対しての保護者の方々の理解も深まるはずである。

公開することによるデメリットはほとんど無いと考えられる。

9月議会での提案

②HP公開→保護者説明→教育委員会で最終判断の順序にかえる

①指導計画書をHPにて公開

保護者がHPで事前に他校の内容と併せて指導計画書を読み、疑問点などを洗い出しておく

②保護者への説明会

HP公開からある程度時間をおいてから、保護者への説明会を開催する。(事前にHPで指導計画書を確認しているので、保護者にとってもより有意義な説明会となるはず)

③教育委員会へ保護者説明会での結果を報告

保護者説明会が終了後、保護者から出た意見や、それに対しての対応を教育委員会に報告。

報告を受けて、組体操の指導計画に問題がないかどうか、教育委員会で最終的な判断をする。

9月議会での提案

③ 安全対策は、技ごとに市で統一基準をつくる。

現状、同じ技であっても、補助が1人だったり3人だったり、学校によってバラバラである。

同じ技にも関わらず補助の人数に差が大きいと、補助の少ない学校で事故が起こった時には『教育委員会がチェックしておきながら、なぜ補助が少ないままやませたのか』と言う議論になることも予想される。

教育委員会として、統一的な基準を設けるべきではないか。